



新たな河川整備をめざして

---

## 淀川水系流域委員会 提言特集号

---

2003年3月発行



この度、淀川水系流域委員会は、淀川水系における新たな河川整備のあり方を示した提言をとりまとめ、平成15年1月に国土交通省近畿地方整備局に提示致しました。

この提言の内容の紹介および、平成15年1月18日(土)に開催されました、淀川水系流域委員会提言説明会の概要をご報告いたします。

### CONTENTS

---

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 委員長からのあいさつ.....       | 1  |
| 淀川水系流域委員会提言の紹介.....   | 2  |
| 提言説明会プログラム・提言の目次..... | 5  |
| 提言の内容についての説明.....     | 6  |
| 流域住民と委員の意見交換の概要.....  | 8  |
| これまで開催された会議について.....  | 13 |
| 提言の閲覧 入手方法 ご意見受付..... | 14 |



淀川水系流域委員会委員長  
芦田 和男

委員長からのあいさつ

## 淀川水系の未来を 見据えて――。

淀川水系流域委員会は、平成9年に改正された河川法に基づき、国土交通省の近畿地方整備局が、淀川水系の河川整備計画を作成するに当たって、学識経験者からの意見を聴く場として平成13年2月に設置したものです。委員会と琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会の3部会からなり、幅広い専門分野の50余名の委員で、これまで、2年間にわたって議論してきました。

流域委員会では、まず、かなりの時間をかけて淀川水系の現状がどうなっているか、どんなところに課題があるかということについて認識を深めるための検討をしてきました。その結果、今までの川づくりの理念を大きく転換する必要があるという認識を共有しました。昨年5月の『中間とりまとめ』をもとに河川管理者との間の質疑応答や一般からの意見募集などを行い、今回の『提言』をとりまとめました。一般の方々には多数のご意見をお寄せいただき大変感謝しております。

河川管理者は、この『提言』に基づいて河川整備計画の原案を作成します。整備計画策定の最初の段階から委員会が関与するというのは、従来にないことです。従来の方法ですと、ある程度完成された原案に対して委員が意見を述べるような委員会が多いのですが、今回は、原案を作成する前の段階からいろいろ審議し、こういう方向で原案をつくる方がいいということを提言して、それに基づいて原案を作成する方法を採っています。これは従来にない画期的なことだと思います。その間、議論の透明性を尊重し、審議の過程をすべて公開しました。

この提言に基づいて河川管理者が河川整備計画原案を作成しますが、その原案について、さらに流域委員会が審議を行い、意見書を作成する予定にしております。今回の『提言』は、まさに審議のスタートラインに立ったところでございます。今後とも皆様とともに幅広い議論を行い、よりよい河川整備計画に向けた意見を述べていきたいと考えております。

## 淀川水系 流域委員会 提言の紹介

私たちの暮らしとさまざまなかたちで関わっている河川。淀川水系流域委員会では、これからの河川整備のあり方について、地域のみならずとの意見交換を含め、2年間にわたって議論を重ねてまいりました。そうして見えてきた目指すべき方向性を、この度『提言』としてまとめました。その一端をご紹介します。

### 河川整備の理念の転換

『提言』の一番重要な点は、従来進められてきた「治水、利水を中心とした河川整備」を「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」へ転換していくということです。こうした基本的な考えのもとで、新たな河川整備計画の理念とそれを具体化した整備のあり方を提言しています。

従来の河川整備により水害は減少し、水や河川の利用も進んできましたが、その反面、人間が大量に排出する汚濁物質等で水質は悪化し、生物の生息環境は著しく劣化し、既に絶滅した生物、あるいは絶滅の危機にある生物がいるなど、生態系は深刻な状態に陥っています。また、人と川とのかかわりも希薄になっています。これは従来の河川整備や管理に、水質の保全や生態系保全といった環境的な配慮が欠落していたからです。

治水面、利水面では、各項目で述べますように様々な問題を抱えており、整備を進めていく必要がありますが、それは環境を重視した河川整備と整合するような形で進めていくべきであると考えます。そのためには、従来の治水や利水の考え方では限界があるので、根本的に理念を転換していくべきである、すなわち、この『提言』では河川整備の方向性について、大きく舵を切るべきだということを提言しています。

## 環境

ひと度損なわれた環境を元に戻すことは極めて困難です。『提言』では「自然は自然にしか創れない」「川が川を創る」との自然の摂理を原理・原則として、計画段階から生態系の保全と回復を優先的かつ具体的に検討し、「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」に転換する必要があるとしています。

河川や湖沼は、自然の状態では水量や水位が絶えず変動し、土砂の移動に伴い瀬や淵がつくられるなど生物にとって非常に好ましい環境が整っています。しかし、人間が治水や

利水のため自然の変動を抑制してきた結果、また、大量の汚濁物質を河川に排出してきた結果、環境が悪化しています。淀川水系では1960年代前半ごろまでは豊かな生態系が保持され、水辺で遊んだり泳いだりできた、非常に良い環境がありました。流域に暮らす人々の生活様式というのは、その頃に比べて大きく変わっており、すべてを昔の状態に戻すことはできませんが、『提言』では環境保全の目標を1960年代前半の環境を強く意識して考えていくことを基本にすべきであると提案しています。

そのためには、例えば、

治水・利水を優先した堰やダムの水位操作から環境に配慮した水位操作への見直し、河川の連続性や土砂の供給の回復、生物にとって生息域として非常に大事な水と陸との間の水陸移行帯の保全と修復、人間が排出する汚濁物質を抑えることを基本とした統合的な水質管理システム等を提案しています。



## 治水

明治時代以降の築堤などの河道改修やダム建設などにより治水に対する安全度は飛躍的に向上しました。しかし、水害そのものがなくなったわけではなく、物的な被害額はそれほど減っていません。河川改修によって安全度が高まるにしたがって、これまで危険で誰も住まなかったようなところまで開発が進み、人や資産が集積するようになりました。また、堤防を連続的・直線的なものにし、遊水池をなくしたことにより、洪水時の流量が増加したとの批判もあります。さらに、治水のために河川を直線化することにより、瀬や淵がなくなり河川を環境を悪化させた一面もあります。

ります。

これまでの治水では、河川や地域ごとに社会的重要度に応じた一定の規模の洪水による災害の発生を防止することを目的としてきました。しかしこれでは、対象とする規模を超える洪水（超過洪水）が発生すると、ひとたまりもありません。これからの治水で大事なことは、どのように大きな洪水があろうとも少なくとも壊滅的な被害は起きないようにすることです。壊滅的な被害というのは、多くの人が亡くなり、家が流され、鉄道や道路が寸断され、電気やガス・水道も長期間ストップされるといった被害です。このような被害は、堤防が洪水により破壊される（「破堤」と言います）時に起こります。今の堤防が破堤するとは、ほ

とんどの人は思っていません。しかし、土や砂の堤防は、それほど頑丈ではなく、超大型の台風が本土を直撃すれば、水害が起きないという保証はないのです。

このため、新たな治水の理念として、「超過洪水・自然環境を考慮した治水」「地域特性に応じた治水安全度の確保」を提案しています。具体的な対応としては、堤防を強化し破堤そのものをなくすための対策、堤防を越えて氾濫した場合に被害を最小限にする流域全体での対応（避難等のソフト対策、少々の浸水には耐える街づくり、抜本的には安全な場所への家屋移転等）が必要です。もちろん、これらの対策を行う際には自然環境を考慮することが不可欠です。

## 利水

現在、我々は生活用水、工業用水、農業用水など、必要な水の大半を川から取っています。わが国では、降った雨を貯めて利用するためのダムや堰が各地に建設されました。特に淀川水系には、わが国最大の湖である琵琶湖が存在し、琵琶湖総合開発事業により利水安全度は高まっています。

現在の水資源開発計画では、利水者・自治体などによる用途別の水需要の予測を積み上げ、

不足があれば、ダムや堰などの水資源開発施設を新たに建設して確保するという方式がとられています。際限なく水資源開発を続けていけば、どこかで破綻することになります。最近の経済の停滞により、水需要予測が取水実績を上回るという事態も発生しています。河川の水は有限であり、近年の少雨傾向の影響により供給可能な水資源が減少している状況の中で、人間のためだけに使っていた水を生態系にも割り当てる必要があると委員会では考えました。

このため、これまでの「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う水供給管理」を、新たに「水需給が一定の枠内でバランスがとられるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する必要があります。水需要管理のためには精度の高い水需要予測を行うとともに、節水や雨水利用、用途変更により水需要を抑制し、生態系を保全するための流量（環境容量）を確保していくことが重要です。

## 利用

河川はさまざまな形で利用され、現在では水力発電、舟運、漁業（遊漁を含む）、運動、川遊び、学習などに広く利用されています。河川は原則として誰でも利用できるのですが、無秩序な水上バイクのほか、河川敷の不法占有・占拠、ゴミの不法投棄といったマナーの悪化や違法行為も目立つよ

うになってきています。

河川には独特の自然と多様な生態系が存在しており、提言では、「河川生態系と共生する利用」を基本とし、「川でなければできない利用」、「川に活かされた利用」を重視し、「人間中心の利用」を反省しなければならないとしています。特に「川でなければできない利用」に変えていくためには、川の中にある施設のうち代替できるものはできるだけ堤内

地（市街地等）へ長期的に移していくべきだと考えます。

現在、淀川を中心として高水敷、特にゴルフ場やグラウンド等を利用している多くの人々の「できるだけ残してほしい」という非常に強い要望を無視するわけにはいきません。河川利用と自然環境保全とをどのように調和させていくかは、具体的に今後考えなければならない重要な課題です。

## ダム

ダムについては、社会的関心も高く、流域委員会でも熱心に議論したテーマの一つです。ダムは、治水や利水の面では有効な手段であり、今までも数多くつくられてきました。我々はその恩恵を受けて生活しているわけですが、一方では、地域社会の崩壊をもたらすような犠牲を強いる面もありました。また、ダムは自然環境に与える影響が極めて大きく、生態系や生物多様性といった問題に悪影響を与えています。ダムについては、治水、利水を中心とした河川整備から環境保全を重視する河川整備へと転換していくという理念の変化に対応して、以下のような提言を行っています。『ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする。地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化などの不確定要素に対しては順応的に対応する。』

## 連携・協働

今後の河川整備を計画・実行する上で、住民と行政との連携と協働が非常に重要であると認識しています。そのため、数多くの提案を行っています。例えば、河川レンジャー制度の創設があります。これは、流域の地域固有の情報や知識に精通している住民や住民団体を河川レンジャーとして任用し、法令に基づいて一定の権限と義務を与えて河川管理の一部を分担してもらうというもので、住民と河川行政との新たな連携のあり方であると考えています。

また河川レンジャーの活動拠点として、流域センターの創設を提案しています。河川には様々な機能があり、防災機能や学習機能等が挙げられますが、そういった機能を併せ持つ流域センターも、具体的に住民と行政が連携していく上で大切なものであると考えています。さらに、行政の情報公開、住民と行政との情報共有は非常に重要です。『提言』では、その具体的なあり方を提案しています。

# 淀川水系流域委員会 提言説明会

## 新たな河川整備をめざして

開催日時: 2003年1月18日(土) 14:00~17:10

場 所: カラスマプラザ21 8階 大・中ホール

参加者数: 一般参加者 355名、委員 28名

提言説明会では、芦田委員長より『淀川水系流域委員会 提言』について概要説明が行われました。続いて、今本委員と三田村委員より詳細に説明が行われました。

説明終了後、休憩時間中に一般参加者から提言説明を踏まえた質問を文書にて募集し、その中から主要なものについて紹介し、質問に対する回答を中心に、委員と流域住民との意見交換が行われました。

### プログラム

|             |                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 14:00       | I 挨拶および提言の内容説明                                                          |
|             | ● 挨拶、提言の内容説明(全般)<br>..... 芦田 和男<br>(委員長)                                |
|             | ● 提言(1章~4-6)の内容説明<br>..... 今本 博健<br>(委員会委員・淀川部会委員・<br>最終提言作業部会リーダー)     |
|             | ● 提言(4-7~4-9)の内容説明<br>..... 三田村 緒佐武<br>(委員会委員・琵琶湖部会委員・<br>一般意見聴取WGリーダー) |
| (60分)       |                                                                         |
| 休憩<br>(20分) | ◇ 質問募集                                                                  |
| (70分)       | II 流域住民と委員の意見交換                                                         |
|             | ■ 司会進行 寺田 武彦<br>(委員会委員・<br>淀川部会長)                                       |
| 16:30       |                                                                         |



### 提言の目次

- 1 琵琶湖・淀川流域の特性
  - 1-1 流域の概要
  - 1-2 琵琶湖流域の特性
  - 1-3 淀川流域の特性
  - 1-4 猪名川流域の特性
- 2 河川整備の現状と課題
  - 2-1 河川環境の現状と課題
  - 2-2 治水の現状と課題
  - 2-3 利水の現状と課題
  - 2-4 河川利用の現状と課題
- 3 新たな河川整備の理念
  - 3-1 河川整備に関する基本認識
  - 3-2 新たな河川環境の理念
  - 3-3 新たな治水の理念
  - 3-4 新たな利水の理念
  - 3-5 新たな河川利用の理念
- 4 新たな河川整備計画のあり方
  - 4-1 河川整備計画に関する基本事項
  - 4-2 河川環境計画のあり方
  - 4-3 治水計画のあり方
  - 4-4 利水計画のあり方
  - 4-5 河川利用計画のあり方
  - 4-6 ダムのあり方
  - 4-7 関係団体、自治体、他省庁との連携
  - 4-8 住民参加のあり方
  - 4-9 淀川河川整備計画策定・推進にあたって河川管理者が行うべき住民との関係構築

### 提言の内容 についての 説明

#### 今本委員からの説明

今本委員から、「委員自身で提言を執筆したこと」

「河川管理者から様々な資

料を提出して頂いたこと、提言の内容について何の依頼もなかったこと」「一般市民、自治体からの意見をできるだけ反映したこと」など、今回の提言の特色を説明した後、「治水、利水、利用、環境、これをバランスよく統合的に扱うという従来の考え方ではなく、環境というものがまずベースにあって、その上に治水、利水、利用が行われる」という流域委員会の基本的な考えを述べ、次いで、河川環境、治水、利水、利用の順に、それぞれの現状と課題、理念、計画のあり方の順に詳細に報告がありました。

また、提言の内容報告の他、提言に至る経緯や議論の経過についても説明しました。例えば高水敷利用について、長期的には堤内地でできることは堤内地に移行するという提言の内容に対して「例えば少年野球の皆さまからいろいろな意見が随分寄せられ、我々も胸を打たれる思いでした。しかし、河川敷のグラウンドよりも堤内地に公園や野球場を整備して、それができた時には堤内地でやってもらおうということで、提言にさせてもらっています」など、一般からの意見を参考として議論を重ね、提言に至った経緯を披露しました。また、ダム問題については、「ダムはできるだけ止めよう」という流域委員会の基本的な認識について説明した後、その表現方法について、「できるだけつくらない」「できるだけ建設しない」「原則としてつくらない」「原則として建設しない」という4案について全委員にアンケートを採り、「原則として建設しない」を採択したことなど委員会の議論の一端を紹介しました。



委員会委員・淀川部会委員・  
最終提言作業部会リーダー  
今本 博健

### 河川の整備



説明資料より抜粋

## 三田村委員からの説明

三田村委員からは、よりよい川づくりを行っていくために河川管理者が行うべきこととして、「関係団体・自治体・他省庁との関わり方」「住民との関わり方、住民の関わり方」「住民の知恵を河川管理に反映させるには」「住民との関係構築はいかにあるべきか」等の視点から、「行政は住民の生活感覚に立った意見を積極的に取り入れ、新しい専門家へと転換する。一方、住民は行政に対する『お上』意識や行政への白紙委任状的な態度を改め、利益享受には責任分担が伴うことを意識する。このような意識改革のためには、住民と行政との間の信頼関係を築くこと、また、行政側からの情報公開、住民参加の機会をつくること、生活に密着した情報をつくることが重要です」など、基本的な考え方の他、河川整備計画策定時および策定後に実施すべき内容等についての報告がありました。

また、「住民意見の聴取反映方法は、私たちにとって難問であり、悩みです。流域委員会でもいくつか試みを行ってきましたが、完全なものはありません。よりよい方法を河川管理者に提言しなければなりません」と率直な意見を述べました。さらに、「どうしたら良いでしょうか。会場の皆様のお知恵を拝借したい」と、住民意見の聴取・反映方法についてアンケートの協力をお願いしました。その結果、80名近くの方から回答を頂きました。頂きましたご意見は、第20回琵琶湖部会、第18回委員会などで資料として提出しています。



委員会委員・琵琶湖部会委員・  
一般意見聴取WGリーダー  
三田村 緒佐武

### 住民参加のあり方(4-8)(1)

1. 行政は、住民の生活感覚の意見を採用し、新たな専門家へと進化する
2. 住民は「お上」意識の返上と、利益享受には責任が伴うことを意識する

42

### 住民参加のあり方(4-8)(1)

- ⇒ 住民と行政の間の信頼関係を構築する
- ⇒ 行政側からの情報公開が大切
- ⇒ 住民参加の機会と生活に密着した情報づくり

43

### 関係団体、自治体、 他省庁との連携(4-7)

- 意見集約のために、公的組織といかに関わるべきか？

1. 水利権者・自治体・関係省庁と協議する

39

### 関係団体、自治体、 他省庁との連携(4-7)

2. 関係機関の計画が整備計画に合うように調整する
3. 縦割り行政を克服し、河川利用・保全に向けて総合的に取り組む
4. 問題点・課題は、住民の判断材料として公開・提供する

40

説明資料より抜粋

## 流域住民と 委員の 意見交換の 概要

### はじめに

司会進行：寺田 武彦

本日の意見交換は、ご参加頂いた一般参加者の皆さまから頂いた提言へのご質問に対して委員が回答するというを中心に進めていきたいと考えています。休憩中に受け付けました質問の中から幾つかを取り上げ、必要に応じて、質問を頂いた一般参加者より質問の内容に関して補足説明をお願いするかもしれません。よろしくお願いいたします。



委員会委員・淀川部会長  
寺田 武彦

### 環境に関する意見交換

#### 河川環境整備の目標について

**参加者** 流域委員会の提言では、今後の河川整備にあたって、豊かな生態機能をもっていた1960年代前半の環境を目標として強く意識することが重要であると提言しています。例えば、1960年代の木津川上流では、台風の度に倒木の被害が出ていましたし、幅の狭い河川もたくさんありましたが、流域委員会ではどのような状態にもっていかしているのでしょうか。また、現在の河川の流量、或いは生態系といった地理的特性をどこまで把握し、どの程度まで自然環境を回復しようと考えておられるのか、方針があれば伺いたいと思います。

**委員** 住宅地等の開発が進んだ淀川水系を1960年代に戻すのはとても難しいことです。しかし、現在可能なあらゆる方法を用いて、1960年代の川の清らかさに代表される豊かな自然環境に一步でも近づけていきたいという考えが、この提言には込められています。もちろん、具体的な整備の段階では、地域ごとの特性等を調べる必要があると考えています。

#### 水質改善について

**参加者** 水質目標として「肌に触れ、戯れうる水」とし、その観点から水質のあり方を検討する

ことが必要である」と提言されていますが、河川管理者は河川の外からもたらされる汚染（外部負荷）に対して、直接的な解決手段を持っていません。流域委員会は河川管理者に対して、水質目標を実現するための具体的な手段についても提言すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

**委員** これまでの河川整備の計画には、水質汚染に対する施策が積極的に位置付けられたことはありませんでした。ややとすれば、「河川は被害者であり、河川管理者は水質汚染に対して何もできないのだ」という受け身の姿勢だったのではないかと思います。しかし、改正河川法によって治水と利水に加えて環境が位置付けられたことを受けて、やはり今後、水質については、河川整備計画の中で何らかの方向付けや目標が必要ではないかと考え、「肌に触れ、戯れうる水」を提言しました。具体策については、個別の事業計画の中で考えていかなければならないだろうと思います。

**参加者** 河川管理者は以前から水質改善の目標を掲げ取り組んでいますが、実際にはその手段を持っていませんでした。ですから、水質の努力目標を提言するだけでは不十分であり、具体的な手段についても提言して頂きたいと考えています。

**司会** 他にも水質に関する質問として「水質浄化の方策として自然の自浄作用に頼るのか」、「三面張の堤防が水質に与える影響はどれほどのものか」といった内容が寄せられています。

**委員** 水質改善を自然の自浄作用だけで実現する

ことは不可能です。しかし一方で、人間の技術だけでは水質浄化に対応できないことも明らかです。今まで以上に自然浄化機能を考慮し、新たに提案することが必要であると考えています。

### 河川環境自然再生化計画について

**参加者** 提言されている「河川環境自然再生化計画」と「多自然型川づくりからの脱却」との違いはどこにあるのでしょうか。何を脱却し、何を追加しようとしているのか、もう少し説明頂けないでしょうか。

**委員** 「多自然型川づくり」は、平成2年の旧建設省部内の通達「多自然型川づくりの推進について」から始まりました。これはヨーロッパの近自然型河川工法をアレンジして導入されたものですが、日本の多自然型川づくりは、川の特定期間の自然



回復を図ることを主な目的とし、実にさまざまな工法が実践されています。優れた手法がある一方で、極めて不自然な多自然型川づくりも散見されます。そこで流域委員会では、川の特定期間だけではなく、流域全体の自然回復を目指すという理念を表現するために、「河川環境自然再生化」という表現を採用しました。

### 治水に関する意見交換

#### 堤防整備の考え方

**参加者** 土と砂でできた堤防の全てをハイブリッド化する計画は現実的だとは思えません。どのようにしていくか、また、整備の優先順位をどのように考えているのでしょうか。

**委員** 洪水の被害をできるだけ少なくするための手段はハイブリッド堤防だけではありません。あくまでも1つの手段で、流域対応やスーパー堤防等を組み合わせていく必要があると思います。特に木津川は砂でできている堤防が多いため、破堤は起こり得ると考えています。これまでの常識だった土堤原則に縛られず、ハイブリッド堤防のような新しい考え方も導入して対応していく必要があるのではないかと考えています。このように提言しました。ちなみに、ハイブリッド堤防は、ダム建設の予算と比較して高価というわけではありません。

#### 流域全体での洪水対応について

**参加者** 流域全体で洪水を受け止める治水対策の充実と徹底を提言されていますが、その実現には、流域の都市計画や土地利用と大きく関係してくると思います。これについて、流域委員会でどのような議論がなされたのか、お伺いできますか。

**委員** 流域の都市計画や土地利用を含めて、河川だけでは対応できない問題については、流域全体の観点を持って対応すべきであると提言しています。周辺地域の開発等のしわ寄せを被っている河川では、その要因の1つとなっている縦割り行政を改めて、自治体や他省庁と連携した総合的な取り組みが必要です。

### ダムに関する意見交換

**参加者** ダムは「原則として建設しない」となっていますが、「原則」という言葉をどのように理解すればよいのでしょうか。計画・工事中のダムへの対応も含め、「原則」の持つ意味をお伺いしたいと思います。

**委員** ダムは環境への悪影響等のマイナス面もありますが、どうしても必要な場合もあるでしょう。提言では、新しい治水や利水の理念をうたっており、その中で、つくらないでおけるならダムはつくりたくないということ。「原則として」という記述は、つくり得る余地は残されているということです。どういう場合につくるのかというのが、その後に続いている文章です。また、現在計画・工事中のダムも、提言に記したあり方で判断し、より良い代替案があれば、中止されるものもあると思っています。個別のダムについては今後、流域委員会として意見を言います。

**委員** 流域委員会では、さまざまな意見がありましたが、ダムを始めから河川整備の1つの選択肢と考えるか否かが一番のポイントだったと思っています。「ダムは最後の手段としては残しておくが、始めから選択肢に入っているわけではない」という内容を示す明確な表現がよい」という考えにより、「原則として建設しない」と提言しました。これに至るまでには様々な意見がありましたが、全委員にアンケートを行った結果、このような表現となりました。

**参加者** 既に計画・工事中のダムの予算について、委員が把握されているかどうか、予算がついていることをどうお考えか、お伺いします。

**司会** 計画・工事中の個別のダムの概要については、把握しています。しかし、今回の提言は河川整備の原理原則を示すものであり、個別のダムについて述べるものではないため、そこには触れていません。今後、整備計画原案についての審議を通じて、意見を述べていきたいと考えています。

**参加者** 淀川水系で進行中のダム建設について、

現場や地域の方に混乱が生じる可能性がある。ダムについては、大きなメリット・デメリットがあるので、今後のあり方について議論すべきと思うが、計画・工事中のダムについては、中止、継続、規模縮小等の対応を早急に決定しないと混乱ばかりが生じると思います。

**司会** ご質問ではなく、ご意見として承りたいと思います。

**参加者** 提言にはダム建設の条件として「住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする」と書かれていますが、現在の世の中では、こういう合意はあり得ないと思いますので、もうダムはだめなのだろうと考えました。提言の「社会的合意」に関する文章についてお考えを聞かせて欲しい。大和高田市では毎年のように取水制限が行われていますが、今年度で大滝ダムが完成することによって法定水利権が与えられ、利水安全度を高めることが可能となります。地域には地域の苦労があるので、地域特性に応じて、必要であればダムをつくるという視点でご検討頂きたいと思います。

**委員** ご質問の前段部分の合意に関してお答えしたいと思います。住民の完全合意はあり得ません。しかし、お互いの信頼関係の中での合意はあり得ると考えています。また、このような信頼関係を培うことが、将来の発展につながっていくと思っています。





### 漁業のあり方について

**司会** 提言の利用の項にあります「漁業や遊漁のために『魚が減れば稚魚等を放流すればいい』といった手段に頼らなくてもすむように、漁業が継続的に成り立つような河川環境の保全・復元に努めなければならない。」という内容に関するご質問がありました。

**委員** 内水面漁場管理委員会の責任者の立場から発言します。漁業法は河川で漁業を行うものに増殖を義務づけていますが、今回の提言はこの法律に抵触するような内容になっています。委員個人としては修正意見も出しましたが、委員会としては、提言には、目標を示す意味で、高い理想を掲げようとの意図のもとで書かれました。



### 河川敷利用のあり方と 住民の合意について

**参加者** 逼迫している財政状況を考えた場合、既存の高水敷のグラウンドを廃棄して新たに堤内地につくり直すことに対して、果たして市民の合意が得られるのか、疑問です。

**参加者** 都市部での高水敷の利用状況やグラウンド等の堤内地への移設可能性について、実際に調査された上で提言がつくられたのかどうか、お聞きしたいと思います。

**委員** 緑一面に

見える淀川も、

冬の七草が満足

に採取できない

ような植生へと

変化してしま

いました。大きな

原因の1つは、

洪水時に高水敷

が冠水しなく

なったことが挙

げられます。で

すから流域委員

会は、淀川の自然環境を取り戻すために、グラウ

ンドやゴルフ場を単に撤去すればいいと主張して

いるのではなく、高水敷を冠水させる必要がある

と主張しているのです。

**委員** 水辺移行帯は魚類にとって貴重な産卵場所となっています。例えば、樟葉では、年に3日程度しか冠水しない緩傾斜面がビワコオオナマズの産卵場所になっています。こういった場所を取り戻したいと考えています。

**委員** 高水敷施設の堤内地への移設可能性についての具体的な検討は、提言作成の段階では行っていません。今後、整備計画原案について審議する中で、必要であれば意見を述べていきたいと思っています。



**参加者** 河川整備への住民参加を無償のボランティアによって実現しようとするのであれば、長続きはしないと思います。やはり、有償のボランティアが必要ではないのでしょうか。

**委員** やはりボランティアは無償だと思いますが、提言で提案している「河川レンジャー」は有償のもとで活躍してほしい、と考えた提言内容となっています。今後は、有償のグループと無償のグループに二極化していくのではないのでしょうか。ただ、無償ではなく、交通費等は支給するシステムが必要とは思っています。特に、提言が目標としている1960年代前半の河川環境に慣れ親しんだ経験を持つ高齢者にそのようなボランティアで活躍して頂ければと考えています。

**参加者** この提言は今後、河川管理者にどのように扱われるのでしょうか。また、提言が実現されていくプロセスをフォローするために、何か考えておられるのであれば、お聞かせ下さい。

**委員** 提言は河川整備の原理原則を明確にしたものであり、今後は住民の皆さまとともに、実現に向けての土台作りが必要であると考えています。

**委員長** 河川管理者である国土交通省が作られる河川整備計画の原案は、提言を誠実に受け止めた内容になると信じています。また、完成した整備計画をフォローしていくためのシステムも検討中です。皆さまに懸念されるようなことのないよう、更なる審議を進めていきたいと思っています。

### まとめ

**司会** 淀川水系流域委員会は、「委員会」という審議の手法についての根本的な転換からはじまりました。これまでは河川管理者が作成した原案に対して委員会が答申し、それを受けた微修正が加えられて計画(案)が完成するという手順がとられていました。平成9年に改正された河川法は、手法については何も規定していませんが、本流域委員会では、審議の手法についても転換していくべきだと考え、委員会がまず、計画の理念、基本的な考え方を示そうということになりました。そのためには、まず委員自身の意識改革が必要であり、これを行いつつ議論を進めて提言とりまとめに至っています。

また、流域委員会は、流域住民の皆さまから多種多様な意見を吸収していこうというスタンスで運営してきました。委員は自らの専門分野を越え、皆さまの意見を通じて多くのことを学びました。今後も、少しでも多くの意見をお出しいただきたいと思っています。意見を出しても反映されにくいといった欠点もありますが、委員は皆さまから

の全ての意見に目を通し、学ばせていただいております。今後も可能な限り、皆さまの意見を河川整備計画の審議に反映させていきたいと考えています。是非、流域委員会の活動にご関心とご監視の目を持ってフォローして頂きたいと思っています。ありがとうございました。



## これまで開催された委員会および部会等について

淀川水系流域委員会 提言説明会(平成15年1月18日)までに、以下の会議が開催されています。

| 委 員 会 |                           | 琵琶湖部会      |                                | 淀川部会         |                           | 猪名川部会 |                           |
|-------|---------------------------|------------|--------------------------------|--------------|---------------------------|-------|---------------------------|
| 第1回   | H13/2/1(木)                | 第1回        | H13/5/11(金)                    | 第1回          | H13/5/9(水)                | 第1回   | H13/5/23(水)               |
| 第2回   | H13/4/12(木)               | 第2回        | H13/6/8(金)<br>(現地視察)           | 第2回          | H13/6/2(土)<br>(現地視察)      | 第2回   | H13/6/1(木)<br>(現地視察)      |
| 第3回   | H13/6/18(月)               | 第3回        | H13/6/25(月)<br>(現地視察)          | 第3回          | H13/7/6(金)                | 第3回   | H13/6/21(木)<br>(現地視察)     |
| 第4回   | H13/7/24(火)               | 第4回        | H13/8/22(水)                    | 第4回          | H13/8/9(木)<br>(現地視察)      | 第4回   | H13/8/1(火)                |
| 第5回   | H13/9/21(金)               | 第5回        | H13/10/12(金)                   | 第5回          | H13/8/11(土)<br>(現地視察)     | 第5回   | H13/10/9(火)               |
| 第6回   | H13/11/29(木)              | 第6回        | H13/11/1(木)                    | 第6回          | H13/8/19(日)<br>(現地視察)     | 第6回   | H13/12/18(火)              |
| 第7回   | H14/2/1(金)                | 第7回        | H13/11/29(火)<br>(現地視察)         | 第7回          | H13/9/10(月)               | 第7回   | H14/1/18(金)               |
| 第8回   | H14/2/21(木)               | 第8回        | H13/12/21(金)<br>「意見聴取の試行のための会」 | 第8回          | H13/10/31(水)              | 第8回   | H14/1/21(日)<br>(意見聴取の会含む) |
| 第9回   | H14/3/30(土)<br>(意見聴取の会含む) | 第9回        | H14/1/24(木)                    | 第9回          | H13/11/26(月)              | 第9回   | H14/2/15(金)               |
| 第10回  | H14/4/26(金)               | 第10回       | H14/2/19(火)<br>(意見聴取の会含む)      | 第10回         | H13/12/17(月)              | 第10回  | H14/3/4(月)                |
| 第11回  | H14/5/15(水)               | 第11回       | H14/3/13(水)                    | 第11回         | H14/1/26(土)<br>(意見聴取の会含む) | 第11回  | H14/6/11(火)               |
| 第12回  | H14/6/6(木)                | 第12回       | H14/4/1(日)                     | 第12回         | H14/2/5(火)                | 第12回  | H14/7/11(木)               |
| 第13回  | H14/7/30(火)               | 第13回       | H14/5/12(日)                    | 第13回         | H14/3/14(木)               | 第13回  | H14/8/20(火)               |
| 第14回  | H14/9/12(木)               | 第14回       | H14/6/4(火)<br>(現地視察)           | 第14回         | H14/4/5(金)                | 第14回  | H14/10/1(火)               |
| 第15回  | H14/12/5(木)               | 第15回       | H14/6/17(月)                    | 第15回         | H14/5/27(月)               | 第15回  | H14/10/17(木)              |
| 第16回  | H15/1/17(金)               | 第16回       | H14/7/4(木)                     | 第16回         | H14/6/24(月)               | 第16回  | H14/11/8(金)               |
|       |                           | 第17回       | H14/8/8(木)                     | 第17回         | H14/7/31(水)               | 第17回  | H14/12/12(木)              |
|       |                           | 第18回       | H14/10/3(木)                    | 第18回         | H14/9/24(火)               |       |                           |
|       |                           | 第19回       | H14/11/9(土)                    | 第19回         | H14/10/29(火)              |       |                           |
|       |                           | 第20回       | H14/12/14(土)                   | 第20回         | H14/12/13(金)              |       |                           |
| その他   | 設立会                       | H13/2/1(木) | 第1回 合同勉強会                      | H14/4/11(木)  |                           |       |                           |
|       | 発足会                       | H13/2/1(木) | シンポジウム                         | H14/6/23(日)  |                           |       |                           |
|       | 第1回 合同懇談会                 | H13/2/1(木) | 拡大委員会                          | H14/11/13(水) |                           |       |                           |

## 提言の閲覧・ 入手方法

「提言」の閲覧は下記ホームページで公開してしますので、ご覧下さい。  
「提言」の入手も下記のとおり受け付けております。是非、ご一読ください。

### ホームページによる閲覧

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。  
アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>

### 「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。  
冊子の送付を希望される方は、  
氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と  
「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

■E-mail [k-kim@mri.co.jp](mailto:k-kim@mri.co.jp)

■FAX 06-6341-5984

■TEL 06-6341-5983

(株)三菱総合研究所関西研究センター内  
淀川水系流域委員会 庶務宛

※頂いた個人情報については、上記「提言」の送付のみに使用させていただきます。

## ご意見 受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。  
ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail [k-kim@mri.co.jp](mailto:k-kim@mri.co.jp)

■FAX 06-6341-5984

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。



---

## 淀川水系流域委員会ニュース特別号 淀川水系流域委員会提言特集号

2003年3月発行

---

淀川水系流域委員会

庶務 株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL(06)6341-5983 FAX(06)6341-5984

E-mail k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>